

# 研究活動の不正行為の防止に関する規則

(平成27年島大規則第13号)

(平成27年3月9日制定)

[令和4年2月22日最終改正]

## 目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 組織の責任体制 (第3条―第6条の2)

第3章 研究データの保存及び公開 (第7条―第10条)

第4章 不正行為に係る通報, 調査及び処分等 (第11条―第29条)

第5章 その他 (第30条・第31条)

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）、国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための基本方針（平成27年2月24日国立大学法人島根大学長決定）及び国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための行動規範（平成27年2月24日国立大学法人島根大学長決定）の趣旨に則り、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止及び不正行為が発生した場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- 一 捏造 存在しない研究データ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、研究データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- 四 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
- 五 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されていないこと。
- 六 その他の不正行為 研究倫理に反するその他の不正行為

2 この規則において「特定不正行為」とは、前項第1号から第3号に掲げる行為をいう。

3 この規則において「構成員」とは、役員規則（平成16年島大規則第4号）第2条、職員就業規則（平成16年島大規則第7号）第3条に規定する本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに本学と雇用関係のない者で、資金配分機関から競争的資金

の配分を受け本学において研究を実施する者及び研究員等（共同研究を行う民間企業からの出向者等を含む。）、本学において研究活動に携わる全ての者をいう。

- 4 この規則において「部局等」とは、部局を定める規程（令和2年島大規則第97号）第2条に定める部局，監査室，企画部，教育・学生支援部，総務部及び財務部をいい、「部局長等」とはそれぞれの長をいう。
- 5 前項の規定にかかわらず，企画部，教育・学生支援部，総務部及び財務部は，担当理事又は担当副学長を部局長等とする。
- 6 この規則において「研究倫理教育」とは，研究活動に携わる者に求められる倫理規範を修得等させるための教育をいう。
- 7 この規則において「研究データ」とは，実験の生データ，実験・観察ノート，実験試料・試薬及び実験のために使用するプログラム等，外部に発表する論文及び研究成果（以下「研究成果」という。）を導出するために必要とした各種データ等のことをいう。

## 第2章 組織の責任体制

### （最高管理責任者）

第3条 学長は，本学の運営・管理における最終責任を負う最高管理責任者として，本学全体の研究活動等の不正防止の取組を推進しなければならない。

- 2 最高管理責任者は，不正行為防止のための基本方針を策定，周知するとともに，研究者倫理の向上を図るため，構成員及び学生に対して，研究倫理教育を推進する等不正行為防止のための啓発活動に努めなければならない。

### （研究倫理管理者）

第4条 本学に，最高管理責任者を補佐し，研究者倫理の向上及び不正行為の防止に関する業務を統括するため，研究倫理管理者を置き，学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 研究倫理管理者は，研究者倫理の向上及び不正行為の防止に関する取組状況を学長に報告を行う。

### （研究倫理教育責任者）

第5条 研究倫理教育を実施するために，研究倫理教育責任者を置き，部局長等をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は，部局等において構成員及び学生を対象に定期的に研究倫理教育を実施し，その実施状況を確認するとともに，研究倫理管理者へ報告を行う。
- 3 研究倫理教育責任者は，自らが掌理する部局等の研究活動等の不正防止に関する運営・管理を適切に行うために，研究倫理教育副責任者を置くことができる。

### （研究活動不正行為対策委員会）

第6条 本学に，次の各号に掲げる業務を行うため，研究活動不正行為対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 一 不正行為の防止を目的とした研究倫理教育の推進及び実施状況の把握に関すること。
- 二 不正行為の防止を目的とした啓発活動の推進及び実施状況の把握に関すること。
- 三 通報の受理に関すること。
- 四 不正行為の予備調査に関すること。
- 五 その他不正行為に関し必要な事項

- 2 対策委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
  - 一 研究倫理管理者
  - 二 学長が指名する教育研究評議会評議員 5名
  - 三 法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名
  - 四 企画部長
  - 五 その他学長が必要と認めた者
- 3 学長は、特に必要があると認める場合には、前項第1号の研究倫理管理者に代えて、他の理事を委員に指名することができる。
- 4 第2項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 対策委員会に委員長を置き、研究倫理管理者又は第3項の理事をもって充てる。
- 6 対策委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。
- 7 対策委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を臨時委員として加えることができる。
- 8 対策委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(構成員の責務)

第6条の2 構成員は、最高管理責任者が定めた本学における公正な研究遂行のための行動規範、研究活動に関する研究者の行動指針を遵守しなければならない。

- 2 構成員は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を必ず受講しなければならない。

### 第3章 研究データの保存及び公開

(研究データの保存等)

第7条 構成員は、公開した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データを保存しなければならない。

(保存対象とする研究データ等)

第8条 保存対象とする研究データは、構成員が公開した研究成果に関するものとする。

- 2 構成員が保存する研究データは、不正等を指摘された際に科学的根拠を持って不正が無いことを証明することができると考えられるものとする。
- 3 複数の研究者と共同で行った研究成果の研究データについては、前項に準じ、構成員が担当した部分について証明が可能なものとする。

(研究データの保存期間)

第9条 前条に規定する研究データの保存期間は、その公開時点から原則10年(試料、標本等の有体物については原則5年)とし、構成員が他機関への異動又は退職等により本学を離れる場合においても同様とする。

- 2 研究分野の特性により、前項の各期間を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で構成員が自ら期間を定めることができる。
- 3 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、法令等の保存期間が第1項の各期間未満で期間満了後の即時破棄が明記されて

いない場合には、第1項の各期間に準じて保存期間を定めることとする。

- 4 共同研究等外部から研究データを受領する場合において、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。
- 5 第1項から第3項までの規定に関わらず、保存が不可能ないし著しく困難である、保存のためのコスト及びスペースが膨大になる等、社会通念上やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(研究データの公開等について)

第10条 構成員が公開した研究成果に対し、第三者より検証等の目的で研究成果及びその研究データ等に関して問い合わせがあった場合、当該構成員の責任で誠実かつ適切に対応する。

#### 第4章 不正行為に係る通報、調査及び処分等

(通報窓口の設置)

第11条 学長は、不正行為に関する通報を受け付けるため、企画部研究協力課に研究活動不正行為通報窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

- 2 通報窓口は、研究活動不正行為通報担当者（以下「通報担当者」という。）を置く。
- 3 通報担当者は、通報を受け付けたときは、速やかに学長及び対策委員会委員長に報告するとともに、通報を受け付けた旨を通報者に通知する。この場合において、通報者に対しさらに詳しい情報の提供や、当該通報に基づいて行う調査等への協力を依頼することがある旨を、併せて通知する。
- 4 学長は、必要があると認める場合は、外部の機関に通報窓口を設置することができる。
- 5 学長は、設置した受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、本学ウェブサイト等により学内外に公開する。

(通報等の取扱い)

第12条 通報等は原則として、電子メール、書面、ファクシミリ又は面談によるものとし、不正行為通報書（別紙様式）より行う。

- 2 通報等は原則として顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受理する。ただし、匿名による通報があった場合は、その内容に応じ、顕名の通報に準じて取り扱うことができる。
- 3 報道、会計検査院及び学会等の研究コミュニティ等の外部機関から不正行為等の疑いが指摘された場合、又は、インターネット上に本学に係る不正行為等の疑いが掲載されていることを本学が独自に把握した場合は、前条第3項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うことができる。
- 4 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認する。
- 5 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に

警告を行う。ただし、被通報者の所属が本学以外の機関であるときは、被通報者の所属する研究機関に事案を回付することができる。

(通報者・被通報者の取扱い)

第13条 学長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 学長は、悪意(被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)又は役員規則(平成16年島大規則第4号)、職員就業規則(平成16年島大規則第7号)、契約職員就業規則(平成16年島大規則第34号)、病院診療職員就業規則(平成20年島大規則第86号)、学則(平成16年島大学則第2号)若しくは大学院学則(平成16年島大学則第3号)の定めに基づく解任又は解雇、降任、懲戒処分若しくは訓告等(以下「懲戒処分等」という。)や刑事告発がありうることを周知する。

3 学長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、通報者に対し、単に通報したことを理由に懲戒処分等の不利益な取扱いは行わない。

4 学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し、その研究活動の全面的禁止や懲戒処分等の不利益な取扱いは行わない。

(予備調査委員会)

第14条 対策委員会に、研究活動に係る不正行為が行われた可能性、通報内容の合理性、その他研究データの保存期間等に係る調査可能性について予備調査を行わせるため、予備調査委員会を置く。

2 予備調査委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 対策委員会委員長

二 対策委員会委員長が指名する者

三 被通報者が所属する部局長等(教員にあっては担当する部局長等)

3 予備調査委員会が必要と認めるときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

4 予備調査委員会に委員長を置き、対策委員会委員長を持って充てる。

(予備調査)

第15条 対策委員会委員長は、通報事案について予備調査委員会を開催し、速やかに予備調査を実施する。

2 学長は、通報の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報が提供され、不正行為があると疑われる場合は、当該事案に係る予備調査の開始を予備調査委員会委員長に命ずることができる。

3 予備調査委員会は、通報事案について本格的な調査(以下「本調査」という。)の適否を判断し、通報受付後原則として30日以内にその結果を学長に報告する。

4 学長は、本調査を行わない場合、その理由を付記し通報者に通知するとともに、予備調査の資料を保存し、当該事案に係る資金配分機関又は通報者の求めに応じ開示することができる。

(本調査)

第16条 学長は、予備調査委員会が本調査すべきものと判断した場合は、速やかに不正調査委員会を設置し、前条第3項の報告が行われた日から原則として30日以内に本調査を開始しなければならない。

2 学長は、本調査の実施を決定したときは、通報者及び被通報者に本調査を行うことを通知し、調査協力を求めるとともに、当該事案が特定不正行為に係るものである場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に本調査を行う旨の報告を行う。

3 不正調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者とする。

一 本学役職員の中から学長が指名する者 若干名

二 弁護士、研究経験を持つもの等、学長が指名する学外の有識者 若干名

4 前項の委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。

5 不正調査委員会に委員長を置き、第3項の委員の中から学長が指名する者をもって充てる。

6 学長は不正調査委員会を組織した後、被通報者を含む調査の対象者等（以下「調査対象者」という。）及び通報者に委員の氏名、所属（教員にあっては担当）等を含む委員会構成を通知することとする。

7 調査対象者及び通報者は、委員会構成の公正性に問題があると判断した場合、前項の通知日の翌日から起算して14日以内に学長に対し、書面により異議申立てをすることができる。学長はその内容を確認し、妥当と認めた場合は、委員会の委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(守秘義務)

第17条 予備調査委員会及び不正調査委員会の委員並びにその他本規則に基づき、不正行為等の調査に関与した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第18条 本調査は、指摘された当該研究に係る研究データの精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

2 本調査の対象は、通報等された事案に係る研究のほか、不正調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究をも含めることができる。

3 不正調査委員会は本調査の実施に際し、通報等に係る研究に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

4 学長は、本調査の実施決定後、対策委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止する等、必要な措置を講じることができる。

(調査協力義務と不正行為の疑惑への説明責任)

第19条 通報者及び被通報者は、本調査に対して積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとし、被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において、当該研究の適正な方法と手続及び論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被通報者の説明において、被通報者が研究データの不足により証拠を示すこと

ができない場合は、合理的な保存期間（公開後10年間（試料、標本等の有体物は5年間）を原則とする。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

- 3 その他関係部局等を始めとする当該通報等事案に関係する者は、予備調査委員会及び不正調査委員会の要請に対し、積極的に協力しなければならない。

（認定）

第20条 不正調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 不正調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできないものとする。

- 3 不正調査委員会は、本調査開始後原則として150日以内に、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為が行われたものと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定しなければならない。

- 4 不正調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、本調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。なお、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（学長への報告）

第21条 不正調査委員会は、前条の規定による認定が終了したときは、速やかに調査結果（認定を含む。以下同じ。）を学長に報告しなければならない。

（調査結果の通知及び報告）

第22条 学長は、不正調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。また、当該事案が特定不正行為に係るものである場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に調査結果を報告する。

- 2 学長は、悪意に基づく通報との認定があったとき、通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

（不服申立て）

第23条 不正行為と認定された被通報者等又は悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。）は、調査結果の通知の日の翌日から起算して14日以内に学長に対し、書面により不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、被通報者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知するとともに、当該事案が特定不正行為に係るものである場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該被通報者等の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく通報と認定さ

れた通報者から不服申立てがあったときは、被通報者、通報者の所属機関に通知するとともに、当該事案が特定不正行為に係るものである場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

- 3 不服申立ての審査は不正調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合、又は、不正調査委員会の公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、委員の交代若しくは追加、又は不正調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 4 不正調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定し、学長に報告しなければならない。
- 5 学長は、不服申立ての却下や再調査開始の決定を、当該事案が特定不正行為に係るものである場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 6 再調査を開始した場合には、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定し、学長に報告しなければならない。
- 7 学長は、再調査結果を、通報者、被通報者等に通知するとともに、当該事案が特定不正行為に係るものである場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。  
(調査結果の公表)

第24条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(不正行為の防止)

第25条 学長は、不正調査委員会において不正行為が行われたと認定されたときは、不



正行為防止のため、不正行為と認定された事案について、学内へ周知する等、必要な措置を講じることができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第26条 学長は、不正行為が行なわれたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、懲戒処分等及び次の各号に定める必要な措置を講ずる。

- 一 当該研究に係る研究費の使用中止等
- 二 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告
- 三 その他不正行為排除のための措置

2 学長は、前項により処分を課したときは、当該事案が特定不正行為に係るものである場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に対して処分内容等を報告しなければならない。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第27条 学長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった措置を解除する。

- 2 学長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
- 3 学長は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が本学に所属する者であるときは、懲戒処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(秘密保持義務)

第28条 通報窓口の職員及びこの規則における不正行為への対応に携わる者は、通報の内容その他不正行為の調査に関する事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も、同様とする。

(他機関からの要請による証拠の保全)

第29条 本学が不正行為の調査を実施する機関とは異なる研究機関であり、告発された調査事案に関する研究活動が行われた研究機関であった場合、学長は、当該調査を行う機関の要請に応じて、告発された調査事案に係る本学における研究活動に関する資料等を保全する措置をとるものとする。

## 第5章 その他

(事務)

第30条 対策委員会、予備調査委員会及び不正調査委員会 に関する事務は、関係する部・課・室及び事務部の協力を得て企画部研究協力課において処理する。

(雑則)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成26年度以前の予算（平成27年度以降に繰り越した予算を除く。）による研究活動の不正行為については、従前の定めによる。

附 則（平成27年3月25日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月3日一部改正）

この規則は、平成27年9月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年10月1日一部改正）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月23日一部改正）

この規則は、平成28年2月23日から施行し、平成27年3月6日から適用する。

附 則（平成28年3月15日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月18日一部改正）

この規則は、平成31年2月18日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月23日一部改正）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和元年10月15日一部改正）

この規則は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和2年3月24日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年2月22日一部改正）

この規則は、令和4年2月22日から施行する。

別紙様式（第12条関係）

令和 年 月 日

島根大学長 殿

（通報窓口：企画部研究協力課）

所 属（教員にあつては担当）：

職名等：

氏 名：

連絡先：

不正行為通報書

研究活動の不正行為の防止に関する規則第12条第1項の規定に基づき、下記の研究者の不正行為について通報を行います。

記

1. 研究者（グループ）の所属（教員にあつては担当）、職名等、氏名  
所 属（教員にあつては担当）：  
職名等：  
氏 名：
2. 不正行為の種類：（捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership、その他の不正行為の別）
3. 不正行為の内容
4. 不正行為とする根拠
5. 不正行為の発生時期 年 月頃
6. 対象研究資金について  
助成機関名：  
資金名称：  
課 題 名：  
番 号：
7. その他参考となる事項

※5～7については、分かる範囲で記入してください。